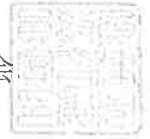


令和2年7月31日

魚津市教育振興基本計画策定委員会
会長 笹田 茂樹 様

魚津市教育委員会



魚津市教育振興基本計画の策定について（諮問）

魚津市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第2条の規定により、次の事項について調査検討のうえ、答申くださいますよう諮問します。

記

第2期魚津市教育振興基本計画の策定について
魚津市教育振興基本計画における基本理念及び基本目標
基本目標達成のため具体的な施策と展開

（諮問理由）

教育基本法（平成18年法律第120号）の改正により、同法の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定め、地方公共団体はその国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました（同法第17条第2項）。

本市では、平成28年2月に、魚津市教育振興基本計画を策定し、「人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり」を基本理念とし、関連施策を総合的、計画的に進めてきました。

この基本計画が、令和2年度末で計画期限を迎えるため、魚津市総合計画との整合性を図りながら、国の第3期教育振興基本計画及び県の新富山県教育振興基本計画を参酌し、魚津市教育振興基本計画を見直し、第2期魚津市教育振興基本計画を策定するにあたって意見を求めるものです。